

平成22年12月21日

学生・教職員 各位

鳴門教育大学危機管理対策（新型インフルエンザ）本部
本部長（学長） 田中 雄三

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（第3報）

平成22年12月20日付け事務連絡により、文部科学省から、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、標記のことについては、鳥インフルエンザへの対策という観点から、既に平成22年10月27日付及び平成22年12月2日付通知により対応をお知らせしておりますが、今般、別紙のとおり本学における高病原性鳥インフルエンザ感染防止対策マニュアルを策定しましたので、併せてご確認願います。

各位におかれましては、本通知の各事項に留意いただくとともに、今後の本学のインフルエンザへの対応等については本学 **WEB** ページ ([TOP](#) > 大学案内 > 公開 > 危機管理対策本部) を参照してください。

危機管理対策本部（本件連絡先）
経営企画本部組織・人事マネジメント課
組織・法規チーム
TEL088-687-6298
FAX088-687-6040
E-mail: soshikihouki@naruto-u.ac.jp

事 務 連 絡
平成 22 年 12 月 20 日

各国公立大学法人・学校法人事務局
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各都道府県・指定都市教育委員会健康教育主管課
各都道府県私立学校主管課
御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

昨日、農林水産省から、富山県で死亡した鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型、強毒タイプ）を、18 日には環境省から、鳥取県で死亡した鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型、強毒タイプ）を確認したとの発表がありました（別紙 1）。

鳥インフルエンザへの対策という観点から、既に平成 18 年 1 月 16 日付け 17 ス学健第 18 号や平成 18 年から 22 年の数次の事務連絡（最近では平成 22 年 12 月 2 日付け）において対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）に対しても、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙 2）を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

鳥や動物を飼育している場合については、

- (4) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止

するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

写

22消安第7587号
平成22年12月20日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

富山県におけるコブハクチョウ及び鳥取県におけるコハクチョウ（野鳥）から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

昨日、富山県の動物園で飼養されているコブハクチョウの死体から、高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離されました。

また、18日には環境省から、鳥取県米子市安倍で回収したコハクチョウの衰弱した個体について、鳥取大学が検査を行ったところ、H5N1亜型（強毒タイプ）であることを確認した旨公表されたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、これまでの通知により、飼養衛生管理の周知徹底・確認及び防疫措置の徹底をお願いしたところですが、今回の事例を踏まえ、下記の事項を改めて徹底し、家きんへのウイルス侵入防止等を強化していただきますようお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野生動物等の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底、消石灰等による畜舎周辺の消毒など、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に沿った飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

特に、野生動物等と家きんの接触を防ぐため、

- ① 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止する
- ② 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥等の侵入防止対策を点検する
- ③ 鶏舎周囲に穀類等のエサや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かず、清潔を保つ

等について、家きん飼養農場・鳥類を飼養している施設をはじめ、関係機関・団体等に的確かつ確実に周知すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家さんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針に沿った連絡体制の確認、早期発見・早期通報の徹底、まん延防止体制の調整・周知、焼埋却等の場所の事前確保等、危機管理体制の再点検を行うこと。

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします

1. 学生、幼児・児童・生徒及び職員が講じる感染防止事項

- (1) 日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防を行うこと。
- (2) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、徳島県民環境部環境総局自然環境課自然共生担当、徳島家畜保健衛生所又は徳島保健所に相談すること。
本学敷地内で死んだ野鳥を発見した場合は、経営企画本部組織・人事マネジメント課組織・法規チーム(以下「組織・人事マネジメント課」という。)(電話 687-6298)又は休日等の場合は警備員室(電話 687-6000)へ連絡すること。
- (3) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。
- (4) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。
- (5) 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。
このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。
また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。
- (6) 海外へ渡航する場合は、必ず事前に渡航する地域における鳥インフルエンザの発生状況等を確認し、渡航先においても上記(1)を励行するとともに、生きた鶏等を販売している市場等には立ち入らないこと。

2. 死んだ野鳥を本学敷地内で発見した場合

- (1) 連絡先
 - ① 職員は、組織・人事マネジメント課又は警備員室へ連絡する。
 - ② 学生は、学生課又は警備員室へ連絡する。
 - ③ 幼児・児童・生徒は、附属学校事務室へ連絡する。
- (2) 発見した野鳥が一羽の場合
 - ① 生ゴミとして処分する。ただし、猛禽類(鷲, 鷹等)は除く。
 - ② 猛禽類の場合は1羽から下記(3)の取扱いによる。
- (3) 発見した野鳥が複数の場合又は猛禽類の場合
 - ① 施設管理担当が立入禁止表示をする。
(附属学校の場合は、附属学校チームに依頼する。)
 - ② 組織・人事マネジメント課から、徳島家畜保健衛生所(電話 631-8950)に状況を説明し、対応について指示を仰ぎ、それに従う。
 - ③ 鳥インフルエンザのおそれがある場合は、危機管理担当理事に報告する。
 - ④ 危機管理担当理事から、学長に報告し、組織・人事マネジメント課から全学に周知する。

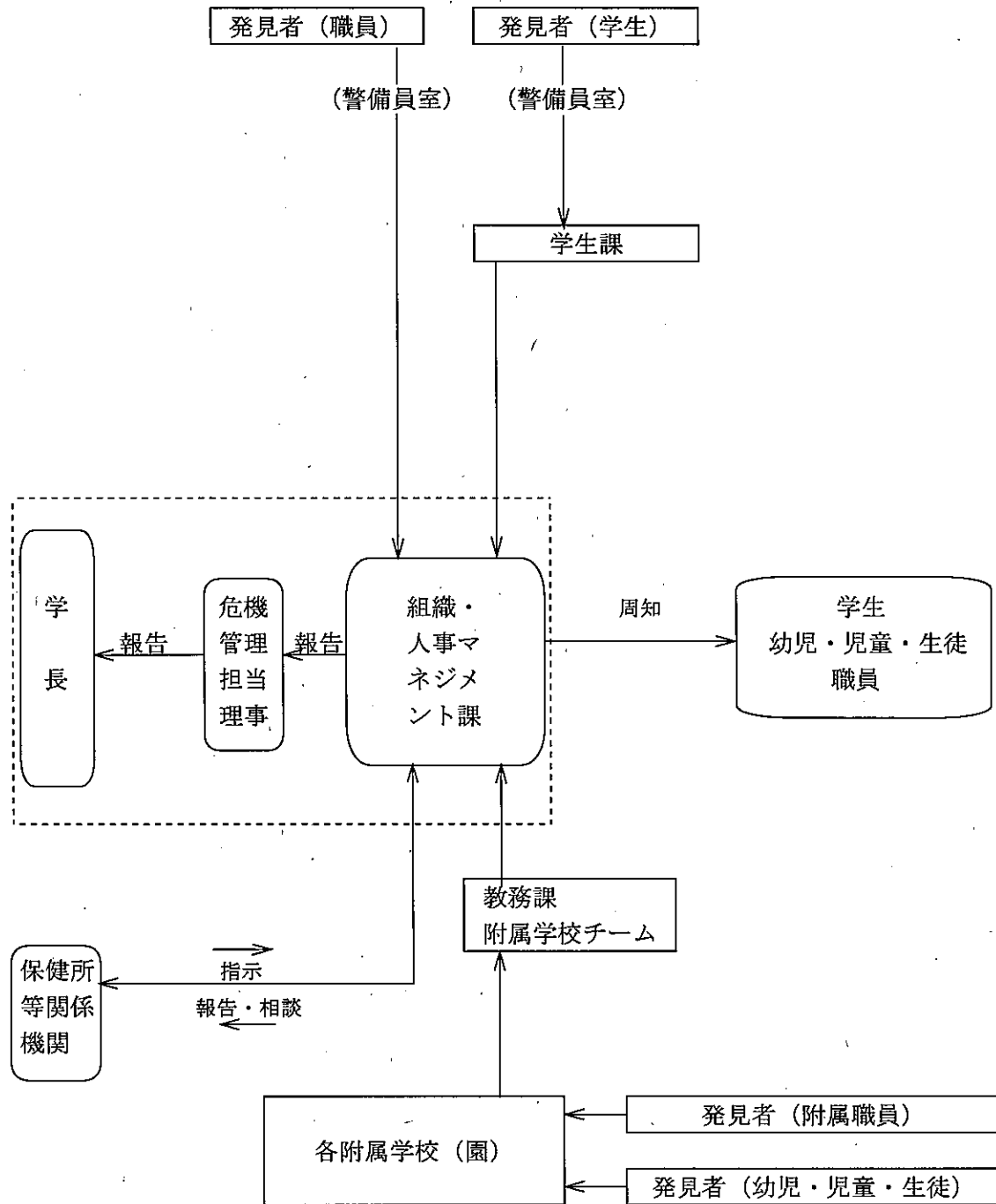
3. 連絡体制

(別紙1)のとおり

4. 徳島県高病原性鳥インフルエンザにかかる相談窓口

(別紙2)のとおり

連絡体制図



(参考) 高病原性鳥インフルエンザにかかる相談窓口

徳島県では、高病原性鳥インフルエンザについて、平素から次の相談窓口を設置しております。

① 高病原性鳥インフルエンザに関する相談窓口

設置場所	電話番号	設置時間
徳島家畜保健衛生所	088-631-8950	平日 8:30 ~ 17:15
徳島家畜保健衛生所阿南支所	0884-22-0304	
西部家畜保健衛生所吉野川庁舎	0883-24-2029	
西部家畜保健衛生所東みよし庁舎	0883-82-2397	
畜産課	088-621-2419	平日 8:30 ~ 18:15

② 野生鳥類についての相談窓口

設置場所	電話番号	設置時間
自然環境課自然共生担当	088-621-2262	平日 8:30 ~ 18:15
南部総合県民局環境担当	0884-28-9860	平日 8:30 ~ 17:15
西部総合県民局環境担当	0883-53-2063	
東部農林水産局(徳島) 林業振興担当	088-626-8583	平日 8:30 ~ 18:15

③食肉やペット動物に関する相談窓口
(食肉やペット動物に関すること)

設置場所	電話番号	設置時間
徳島保健所	088-652-5155	平日 8:30 ~ 17:15
吉野川保健所	0883-24-1114	
阿南保健所	0884-22-0072	
美波保健所	0884-74-7343	
美馬保健所	0883-52-1017	
三好保健所	0883-72-1122	
生活衛生課 広域監視・食品乳肉担当	088-621-2293	
生活衛生課 動物愛護・衛生担当	088-621-2227	

(ペット動物に関すること)

設置場所	電話番号	設置時間
動物愛護管理センター	088-636-6122	平日 8:30 ~ 17:15

④ 人の健康に関する相談窓口

設置場所	電話番号	設置時間
徳島保健所	088-602-8907	平日 8:30 ~ 17:15
吉野川保健所	0883-24-1114	
阿南保健所	0884-22-0072	
美波保健所	0884-74-7343	
美馬保健所	0883-52-1017	
三好保健所	0883-72-1122	
健康増進課感染症・疾病対策室	088-621-2228	平日 8:30 ~ 18:15